

第 100 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 3 月 25 日（火）14：00～16：00
場 所	滋賀県大津合同庁舎 7－A 会議室
出席委員	小林委員長、北根副委員長、北谷委員、須藤委員、福谷委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題 1 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 6 年 8 月～令和 6 年 11 月）

事務局	下記資料を事務局より説明 （資料 1）入札方式別発注工事総括表 （資料 2）入札方式別発注工事一覧表 （資料 3）入札参加停止等の運用状況一覧表 （資料 4）審議対象工事等一覧 （資料 5）滋賀県発注工事等落札率の推移 （資料 6）落札決定誤りの状況一覧表 →委員からの意見等なし
-----	--

議題 2 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号 1【令和 06 年度第 GE11－09 号 琵琶湖流域下水道東北部愛東東幹線鯉江中戸工区管渠工事】

下水道課（北部流域下水道事務所） 一般競争入札（制限付き）

発注機関	（概要説明）
小林委員長	評価項目の「企業の施工能力」の点数はどのように決まっているのか。
事務局	県ガイドラインにより配点が決まっており、工事成績評定の点数によって差が出る。
福谷委員	複数工事を請け負っている場合はどうなるのか。
事務局	最も成績のよい工事を申請される。
福谷委員	J V の親会社の成績で評価するのか。
事務局	そのとおり。

小林委員長 事務局 北根副委員長 事務局 小林委員長 発注機関 事務局 小林委員長	企業の実績以外の評価項目においても J V の場合は親会社で評価するのか。 そのとおり。 次順位者は「技術者等の能力」が 0 点であるが、この場合でも当該企業を親会社としたほうが有利と考えられたのか。 総合点数を考慮して決められているものと思われる。シールド工法は県内での実績があまり多くないことも理由のひとつかと推測する。 入札参加資格を持つものは 4 5 者ということだが、全国でその数ということか。 そのとおり。 公告で定める実績を持つ会社をコリンズというシステムにより確認している。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承
--	---

② 番号 260 【令和 06 年度第 NS46－06 号 湖南中部浄化センター水処理設備分解整備工事】

南部流域下水道事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関 須藤委員 発注機関 須藤委員 発注機関	（概要説明） 落札者はもともと設備を設置した会社なのか。 そのとおり。 随意契約にはならないのか。 16 台の設備の分解整備工事であり、設備を作るメーカーは様々だが、それらをまとめた形でプラントメーカーに発注しているのもともと設置した会社でなくても下請けに出すことで請負うことができるため、一般競争入札としている。
小林委員長	分解整備工事ということで、最初に設置した会社に強みがあるように思うが、一方で価格競争という点では一定競争性は担保されていると思う。ただ、結果的には 1 者しか入札がなかったが、設備関係の入札では参加者が少ないものなのか。
発注機関	新たに設置する工事について複数参加があることが多いが、分解整備工事となると参加者が少なる傾向にある。
福谷委員 発注機関 福谷委員 発注機関 福谷委員	予定価格はどのように算出しているのか。業者に見積聴取をしているのか。 業者に見積聴取を行い、その金額をもとに予定価格を算出している。 落札者にも見積聴取しているのか。 している。 予定価格に近い金額で落札しているのは、自社の見積額に近い額で入札されているということか。
発注機関	積算基準は公表しているが、部品の値段等については自社の見積通りの積算をされていることが想定される。

福谷委員	見積依頼は複数者に対して行っているのか。
発注機関	行っている。
小林委員長	複数者から回答があるのか。
発注機関	案件によって複数回答があるものもと、一者しかないものがあるが、今回が一者のみの回答であった。
北谷委員	競争参加資格要件に合致する会社は何者あるのか。
発注機関	コリンズで検索し、29者該当する会社があった。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

③ 番号 287 【令和 06 年度第 K14－11 号 長命寺川広域河川改修工事】

流域政策局（東近江土木事務所） 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
福谷委員	実績が過大申告とはどういうことか。
発注機関	企業の実績と配置予定技術者の実績として、橋長 40 メートル以上の新設の鋼橋上部工の製作および仮設を施工した実績を求めているが、内容を確認したところ、橋長 39 メートルであったため、過大申告となり無効とした。
小林委員長	実績は、根拠資料も併せて業者から提出がされるのか。
発注機関	そのとおり。
北谷委員	自己申告が過大の場合無効となるというのは、参加資格を失うのか、その部分だけ点数を失うのかどちらか。
事務局	参加資格を失う。
小林委員長	すべての評価項目が提出資料から確認できる体制なのか。
事務局	実績を確認できるよう、多くの資料の提出を求めている。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

④ 番号 4 【令和 06 年度第 K25－2 号 金勝川広域河川改修工事】

流域政策局（南部土木事務所） 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
須藤委員	入札結果調書にある「不着」とはどういうものか。
事務局	競争参加資格確認申請は行ったが、入札書の提出をされていない場合は「不着」となる。
須藤委員	「辞退」は明確に辞退の意思表示をされている業者で、「不着」は意思表示しないまま入札参加をやめられた業者ということか。
事務局	そのとおり。
小林委員長	評価値が一番高い業者が落札候補者になるということか。
事務局	そのとおり。

小林委員長	落札者より技術評価点が低い業者に低入札価格調査を実施しているのはなぜか。
事務局	技術評価点では下回っているが、入札価格で除した評価値では上回っていたため、低入札価格調査を実施している。
福谷委員	低入札価格調査で失格となった業者は見積の内訳に問題がなかったということか。
事務局	S T E P 1 調査の数値的判断基準は満たしているが、低入業務付加要件を履行できないとして辞退届を提出されている。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑤ 番号 291 【令和 06 年度第 B641－3 号 国道365号(野村橋)補助道路修繕工事】

長浜土木事務所 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑥ 番号 588 【令和 06 年度第 630－4 号 勝山谷川災害関連設計業務委託】

長浜土木事務所 随意契約

発注機関	（概要説明）
北谷委員	緊急の必要があったという内容がわからなかったので、もう一度説明してほしい。
発注機関	もともと災害関連砂防工事（本体工事）を進めていたが、令和 6 年 7 月の土砂流出災害発生により、本体工事をより迅速に進めるため本業務を緊急で実施する必要があった。
北谷委員	道路拡幅のための用地買収をされているが、それは相当な時間がかかるものではないのか。道路拡幅の必要性は理解できるが、設計業務も含めて直ちに随意契約で行う必要性があったのか。
事務局	もともと砂防事業で実施しようとしていた最中に 2 回の土砂流出があり、地域住民の不安が高まったため、より一層スピード感をもって砂防堰堤事業を進める必要があったため、最短で事業を進めるための総合的判断により本業務については随意契約で行った。
北谷委員	随意契約を行うことで実際に早く着手することができたのか。
発注機関	早く着手することができた。
北谷委員	緊急の必要により、協定に基づき業者の推薦を依頼されているが、複数者推薦することはあるのか。
発注機関	推薦は 1 者のみ。

北谷委員	緊急の必要により一者見積とするかを考えるうえで、協定の運用を見直し、複数者推薦してもらうことにすれば、財務規則上の一者見積の条件には該当しないを考える。あるいは協定書に基づく推薦以外の手続きで業者を選定することは実際には難しいものなのか。
発注機関 事務局	協定以外の手続きにより見積を徴取することは難しい。 一日でも早く業務に取り掛かる必要がある中で、県では業者ごとに請け負っている業務の状況が把握できないため、業界の実情を把握している協会へ、すぐに対応可能な業者を推薦してもらっている。
北谷委員	財務規則第 220 条第 1 項ただし書き 6 号に該当するかどうかというのは、随意契約をする上で、複数者見積を徴取するのか、一者見積とするのかについて確認するということか。
事務局	そのとおり。
福谷委員	本業務を 3 つに分けるという方法はなかったのか。分けることでより早く進めることもできるのではないか。協会に対して、より早く進める方法を相談してみるとよいのではないか。
発注機関 小林委員長 事務局	協会に相談したうえで今回はまとめて発注している。 協会から推薦された業者の信用性をチェックするのか。 協会とは協定を結んでおり、信頼関係の下業務を行ってもらってるため、個々の業者を確認するということはない。
北根副委員長	随意契約をすることで入札するのに比べて、どの程度期間が短縮されているのか。
事務局	入札の場合は県職員の設計・積算に 2～3 週間、入札に 3 週間かかるため、1～2 か月程度かかる。
小林委員長	入札の 3 週間が短縮されることでどの程度効果があるのかの説明があればよかったと考える。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

以上